

# 岡山県西部衛生施設組合公共施設等総合管理計画

令和6年3月

岡山県西部衛生施設組合

---

# 目 次

---

<b>第 1 章 計画概要</b> .....	<b>1</b>
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 .....	1
2. 本計画の位置づけ .....	1
3. 計画対象施設 .....	2
<b>第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b> .....	<b>3</b>
1. 公共施設等の現状 .....	3
2. 組合市町の人口及び年代別人口の今後の見通し .....	5
<b>第 3 章 今後の公共施設等施設更新費用の見通し</b> .....	<b>7</b>
1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見通し .....	7
2. 充当可能な財源の見込み .....	11
<b>第 4 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針</b> .....	<b>15</b>
1. 計画策定年度及び計画期間 .....	15
2. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....	15
3. 現状や課題に関する基本認識 .....	15
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	17
5. PDCAサイクルの推進方針 .....	18
<b>第 5 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>19</b>
1. 一般廃棄物処理施設 .....	19
2. 火葬場 .....	21
3. 緩衝緑地 .....	21
4. 広域連携拠点施設(熱利用施設) .....	21

## 【留意事項】

・本計画の図表中の数値は端数処理のため合計が一致しない場合があります。

## 第1章 計画概要

### 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

岡山県西部衛生施設組合(以下「本組合」という。)は、昭和40年7月に岡山県西部に位置する笠岡市、井原市、矢掛町、芳井町(現井原市)、美星町(現井原市)、寄島町(現浅口市)並びに里庄町の2市5町によって設立されました。昭和44年4月には鴨方町(現浅口市)が本組合に加入し、平成17、18年の市町合併を経て、現在は笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町並びに里庄町の3市2町による各種共同処理を行っています。

本組合による共同処理としては、昭和42年に笠岡市緑町に「緑町浄化場」を建設し、し尿処理を開始しました。次いで昭和48年に「不燃物処理センター」、昭和53年に「見崎山埋立処分地」、昭和62年に「井笠広域斎場」を建設し、それぞれの共同処理を開始しました。昭和63年には「井笠広域クリーンセンター」を建設、平成7年に「不燃物・粗大ごみ処理施設」、平成12年に「リサイクルプラザ」を建設しました。平成24年にごみ処理広域化施設建設準備室を設置、平成31年にはごみ処理広域化施設建設室に改正し、「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、令和4年には「井笠広域一般廃棄物埋立処分場」の建設、令和3年度からは「新ごみ焼却施設整備運営事業」を進めています。また、新ごみ焼却施設で発生した熱を利用した施設の整備・運営に向けて令和5年度からは「広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業」を進めています。

本組合では、「岡山県廃棄物処理計画」に基づき施設の整備を進めていますが、全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、平成25年11月に国の「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月には国から地方公共団体に対して、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。本組合においても、市町の厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の計画的な更新・管理管理等が課題となっています。

「岡山県西部衛生施設組合公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)」は、本組合が所有する公共施設等の現状と将来見通しを踏まえ、公共施設等の保有や維持管理の方法などについて長期的な視点で検討し、財政負担の削減・平準化を図るとともに公共施設の最適な管理を実現することを目的とします。

### 2. 本計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日)」、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について(総財務第28号 平成30年2月27日)」、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(総財務第6号 令和3年1月26日)」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について(総財務第43号 令和4年4月1日)」等を踏まえ、本組合が保有する公共施設等の維持管理等のあり方について、基本方針を示すものです。

### 3. 計画対象施設

本計画においては、下記の施設を対象とします。

表 1-1 対象施設

施設名称	所在地	敷地面積	建築面積	区分
井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町 100 番地	20,275.58 m <sup>2</sup>	6,899 m <sup>2</sup>	し尿処理施設
井笠広域斎場	笠岡市走出 3057 番地の 45	33,885 m <sup>2</sup>	1,970.9 m <sup>2</sup>	火葬場
井笠広域資源化センター (粗大ごみ処理施設)	笠岡市平成町 105 番地	15,028 m <sup>2</sup>	2,374.8 m <sup>2</sup>	ごみ処理施設
井笠広域資源化センター (リサイクルプラザ)	笠岡市平成町 105 番地	約 4,600 m <sup>2</sup>	2,811.97 m <sup>2</sup>	ごみ処理施設
見崎山埋立処分地	笠岡市神島 59 番地	74,721 m <sup>2</sup>	18.1 m <sup>2</sup>	最終処分場
水と緑のふれあい広場	笠岡市平成町 98 番地	49,079.91 m <sup>2</sup>	184.79 m <sup>2</sup>	緩衝緑地
井笠広域一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町 5096 番地	88,860 m <sup>2</sup>	669.76 m <sup>2</sup>	最終処分場
新ごみ焼却施設	里庄町大字新庄 地内	約 1ha	3,008.93 m <sup>2</sup>	ごみ処理施設
広域連携拠点施設 (熱利用施設)	里庄町大字新庄 地内	4,500 m <sup>2</sup> 1,300 m <sup>2</sup>	約 2,000 m <sup>2</sup>	熱利用施設

出典：岡山県西部衛生施設組合 固定資産台帳(令和4年度末)、岡山県西部衛生施設組合 施設概要(令和4年10月作成)、井笠広域一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設建設工事 確認申請図書、広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業 要求水準書(令和5年4月28日修正版)

※新ごみ焼却施設は、整備に向けて令和5年時点では設計・施工業務を実施しており、延床面積は確認申請時点の見込みを示す。  
 ※広域連携拠点施設(熱利用施設)は令和6年度から令和8年度にかけて整備を行う予定であり、延床面積は現時点の見込みを示す。

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の現状

#### (1) 建築物の保有量

本組合の管理する建築物の保有量は次のとおりです。

見崎山埋立処分地の管理棟が昭和 53 年度に建設されており、計画対象施設の建物の中で最も古くなっています。次いで古いのは、井笠広域斎場の火葬場や待合棟等の4棟及び井笠広域クリーンセンターの処理棟、管理棟など4棟で、いずれも昭和 62 年に建設されています。

なお、工作物については、井笠広域斎場の火葬炉1～8号が平成 24～30 年度と近年順次修繕されました。また、井笠広域クリーンセンターの中濃度活性炭脱臭塔は平成 29 年度に修繕されています。

表 2-1 建築物の保有量

No	施設名	建物名	中分類	建築年度	延床面積(㎡)
1	井笠広域クリーンセンター	処理棟	し尿処理施設	昭和 62 年度	5,991.0
2		管理棟		昭和 62 年度	771.0
3		渡り廊下棟		昭和 62 年度	33.0
4		車庫棟		昭和 62 年度	102.0
5	井笠広域斎場	火葬場棟	火葬場	昭和 62 年度	1,140.0
6		待合棟		昭和 62 年度	745.0
7		渡り廊下棟		昭和 62 年度	76.0
8		ポンプ室棟		昭和 62 年度	1.0
9		喫煙室		平成 12 年度	8.0
10	井笠広域資源化センター (粗大ごみ処理施設)	工場棟	ごみ処理施設	平成 6 年度	1,833.0
11		管理棟		平成 6 年度	331.0
12		圧縮成形物貯留場		平成 6 年度	120.0
13		車庫棟		平成 6 年度	90.0
14		資源化物置場		平成 25 年度	35.0
15	井笠広域資源化センター (リサイクルプラザ)	工場棟	ごみ処理施設	平成 12 年度	2,812.0
16	見崎山埋立処分地	管理棟	最終処分場	昭和 53 年度	18.1
17	水と緑のふれあい広場	管理棟	緩衝緑地施設	昭和 63 年度	67.0
18		公衆便所		昭和 63 年度	24.0
19		風車小屋		平成元年度	40.0
20		東屋		平成 2 年度	9.0
21	井笠広域一般廃棄物埋立処分場	浸出水処理施設	最終処分場	令和 3 年度	669.8
22	新ごみ焼却施設	管理棟及び工場棟	ごみ処理施設	-	3,008.93
23	広域連携拠点施設(熱利用施設)	-	熱利用施設	-	2,000.0

出典：岡山県西部衛生施設組合 固定資産台帳(令和4年度末)、井笠広域一般廃棄物埋立処分場浸出水処理施設建設工事 確認申請図書、広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業 要求水準書(令和5年4月 28 日修正版)

※新ごみ焼却施設は、整備に向けて令和5年時点では設計・施工業務を実施しており、延床面積等は確認申請時点の見込みを示す。

※広域連携拠点施設(熱利用施設)は令和6年度から令和8年度にかけて整備を行う予定であり、延床面積は現時点の見込みを示す。

## (2) 過去に行った対策の実績

今後、本計画に基づき施設の適切な維持管理等の対策を実施していくものですが、本計画の策定までに本組合で実施した取組は次のとおりです。

### ①個別施設計画の策定

本組合が所有・管理する施設の現状把握を行うとともに、これまでの補修・修繕及び今後の予定を把握・整理し、中長期的視点に立って、今後の各施設の運用方針について経済的かつ効率的な手法により財政的なバランスを考慮した計画を提示することを目的に、令和3年3月に「岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画」を策定しました。

### ②官民連携による施設整備・運営

本組合が所有・管理する施設のうち、井笠広域斎場については、指定管理者制度を活用しています。

また、新ごみ焼却施設は、設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO (Design:設計 Build:施工 Operate:運営)方式により事業を進めており、令和5年現在は設計・施工業務を実施しています。

広域連携拠点施設(熱利用施設)は運営までを行うDBO方式により、令和5年現在は民間事業者の公募手続きを行っています。

## (3) 有形固定資産減価償却率の状況

令和4年度末時点における各施設の有形固定資産減価償却率は下表のとおりです。

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示したものです。

令和4年度末時点の有形固定資産減価償却率は、水と緑のふれあい広場が 91.3%と最も高くなっています。次いで井笠広域クリーンセンター89.8%、井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)89.5%であり、この3施設で特に高くなっています。

本組合では、令和3年度より固定資産台帳を整備しています。今後は当該台帳にデータを蓄積し、有形固定資産減価償却率の推移を把握するなど、その活用を図ります。

表 2-2 各施設の有形固定資産減価償却率(令和4年度末時点)

施設名称	有形固定資産 減価償却率
井笠広域クリーンセンター	89.8%
井笠広域斎場	72.6%
井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)	89.5%
井笠広域資源化センター(リサイクルプラザ)	59.4%
見崎山埋立処分地	—
水と緑のふれあい広場	91.3%
井笠広域一般廃棄物埋立処分場	3.3%
新ごみ焼却施設	—
広域連携拠点施設(熱利用施設)	—
全体	52.8%

出典:岡山県西部衛生施設組合 固定資産台帳(令和4年度末)

## 2. 組合市町の人口及び年代別人口の今後の見通し

### (1) 総人口の推移・推計

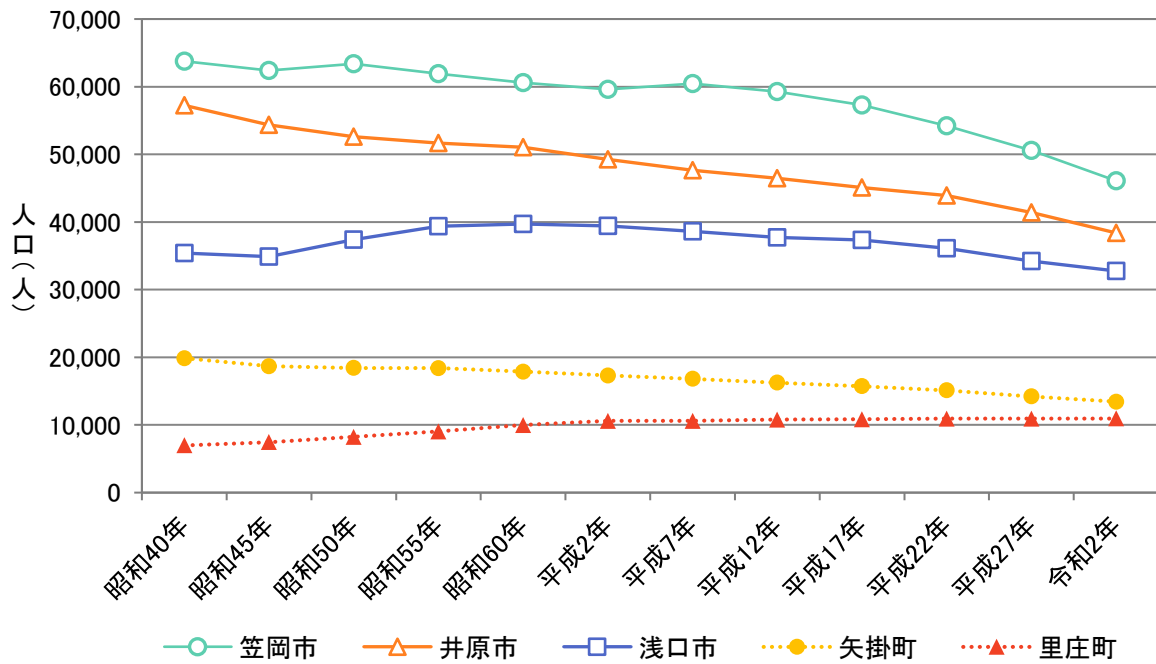
本組合の構成市町(笠岡市, 井原市, 浅口市, 矢掛町, 里庄町の3市2町。以下「組合市町」という。)の総人口の推移をみると, 昭和50年以降は緩やかな減少傾向が続いており, 令和2年は約14.2万人と55年間で約2割の減少となっています。

表 2-3 組合市町の人口の推移

(単位:人)

市町名	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
笠岡市	63,778	62,405	63,413	61,917	60,598	59,619	60,478	59,300	57,272	54,225	50,568	46,088
井原市	57,253	54,350	52,591	51,669	51,053	49,255	47,647	46,489	45,104	43,927	41,390	38,384
浅口市	35,416	34,869	37,372	39,360	39,723	39,415	38,595	37,724	37,327	36,114	34,235	32,772
矢掛町	19,857	18,665	18,424	18,400	17,869	17,306	16,803	16,230	15,713	15,092	14,201	13,414
里庄町	6,966	7,445	8,216	9,038	9,975	10,589	10,583	10,782	10,823	10,916	10,929	10,950
合計	183,270	177,734	180,016	180,384	179,218	176,184	174,106	170,525	166,239	160,274	151,323	141,608

出典:総務省統計局「国勢調査」



出典:総務省統計局「国勢調査」

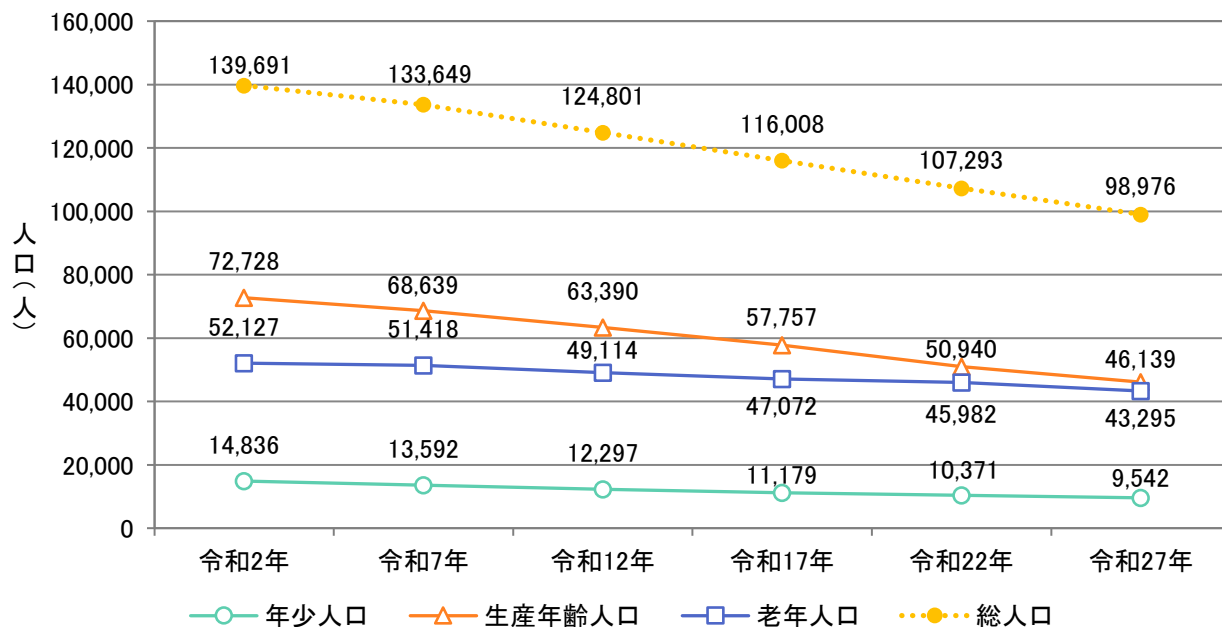
図 2-1 組合市町の人口の推移

## (2) 年齢別人口の推移・推計

組合市町の令和2年における人口及び将来推計人口をみると、令和2年の総人口約 14.0 万人をピークに減少傾向となっており、令和 27 年には約 9.9 万人と約3割の減少が見込まれています。

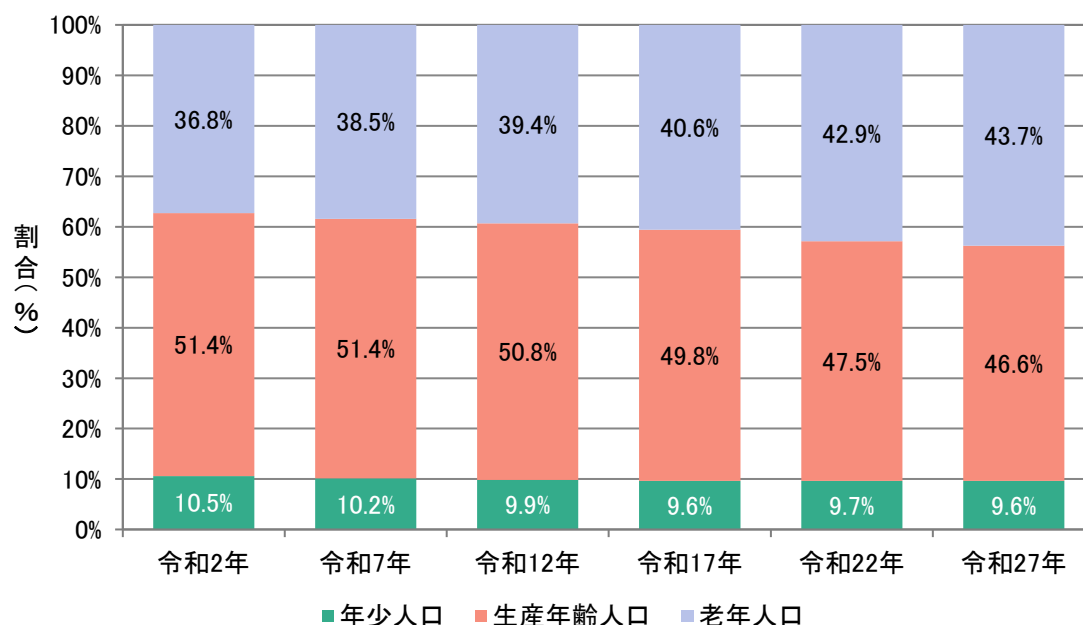
年齢別の人口を見ると全体的に総人口と同様に減少傾向となっていますが、中でも生産年齢人口(15～64 歳)が令和2年の約 7.3 万人から令和 27 年には約 4.6 万人と約 4 割の大幅な減少が見込まれています。

また、年齢別人口の割合をみると、生産年齢人口割合の減少と老年人口割合の増加が進み、令和 27 年にはそれぞれの割合がほぼ同程度となることが見込まれています。



出典: 令和2年は総務省統計局「国勢調査(令和2年)」による。令和7～27 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」による。  
 ※令和2年の総人口は「年齢不詳(1,917 人)」を除く。

図 2-2 総人口及び年齢別人口の将来推計



出典: 令和2年は総務省統計局「国勢調査(令和2年)」による。令和7～27 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」による。

図 2-3 年齢別人口の割合(将来推計値)



## 第3章 今後の公共施設等施設更新費用の見通し

### 1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見通し

#### (1) 施設の運用状況

##### ① 井笠広域クリーンセンター

本施設のし尿等搬入量は60,000～58,000kL/年程度の減少傾向で推移し年間搬入量は計画条件78.2～75.7%となっています。浄化槽汚泥混入率は計画条件(15.7%)に対して54.6～55.4%に上昇しており、生し尿と浄化槽の搬入バランスが大きく変化してきています。

##### ② 井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)

本組合管内から発生する処理対象ごみは概ね横ばいで推移していましたが、近年、豪雨災害等の影響により粗大ごみが一時的に増加していましたが、年々減少傾向にあります。

一日平均稼働時間は2時間/日程度と設計処理能力(5時間/日)を大きく下回り、施設としては十分な余力を有しています。粗大ごみ処理施設とリサイクルプラザでは職員が流動的に運転管理をすることで合理的な運用に努めています。

##### ③ 井笠広域資源化センター(リサイクルプラザ)

本組合管内から発生する処理対象ごみは横ばいまたは微増傾向にあるものの、1日平均稼働時間は3時間/日程度と設計処理能力(5時間/日)を大きく下回り、施設としては十分な余力を有しています。粗大ごみ処理施設とリサイクルプラザでは職員が流動的に運転管理をすることで合理的な運用に努めています。

##### ④ 見崎山埋立処分地

本施設の埋立は既に終了しており、平成27年度には最終処理工事を行い、令和5年現在では安定化に向けた維持管理を行っています。

##### ⑤ 井笠広域一般廃棄物埋立処分場

本施設は見崎山埋立処分地の次期施設となる新たな最終処分場であり、令和4年3月に竣工し供用を開始しています。本施設の埋立期間は15年を想定しています。

##### ⑥ 井笠広域斎場

火葬執行数は、過去10年程度の期間では概ね横ばいで推移していますが、人口の将来推計をみると総人口の減少に加えて老年人口も減少していく見通しであり、今後は執行数の減少も見込まれます。

開館日当たりの火葬執行数は汚物を除けば5.7～6.3件/日程度であり、人体炉7炉を有している本施設の規模内に収まっています。変動によって火葬が集中することも考えられますが、執行時間の調整により1炉で1日2回の火葬が可能と考えられることから、当面の間は施設規模が劇的に不足することはないと考えられます。

##### ⑦ 水と緑のふれあい広場

広場は催し物等で占有する場合には有料で、一般では無料で利用できますが、平常時の利用者が多いとは言えない状況です。過去には単発的にイベントに利用された実績もあり、イベント用の広場やステージを備えているもののあまり活用されていない状況です。催し物の開催は年に数件ではありますが、休日には家族で芝の広場で遊ぶ姿も見受けられるため、年間を通して施設の維持管理を行っています。

## (2) 現在要している維持管理・更新等に係る経費

本計画の対象9施設の維持管理・更新等に係る経費(建設費, 維持管理費, 修繕費及び委託料)について, 令和元年度から令和5年度までの5年間をみると, 令和元年度の約1.7億円から令和3年度の約23.2億円と, 年度によって大きな差異が生じています。

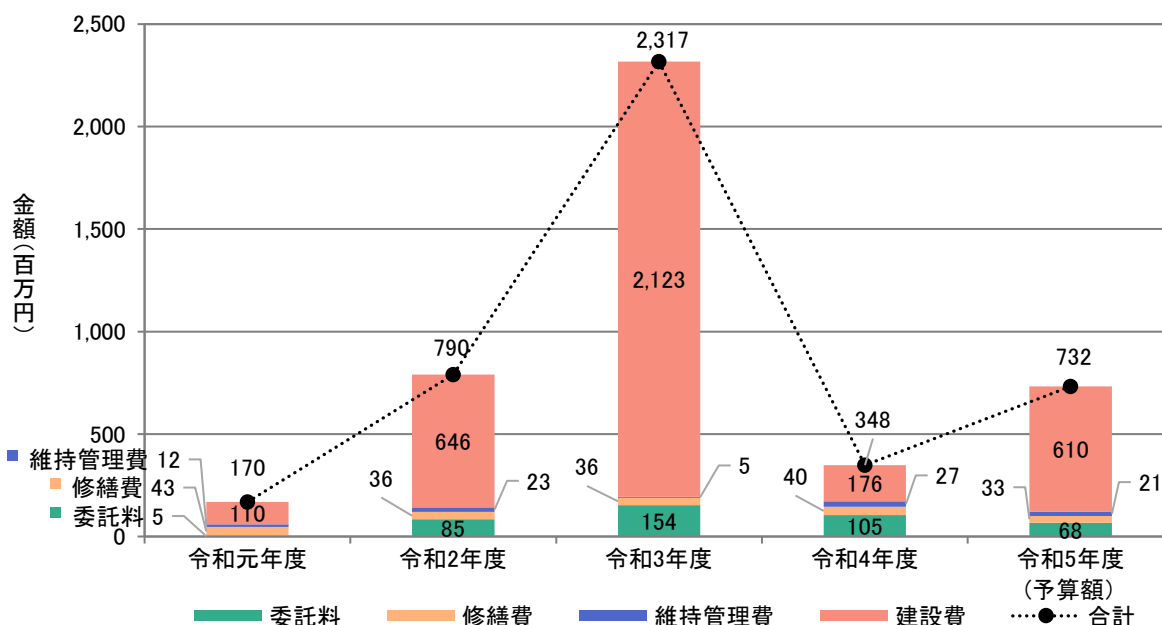
維持管理・更新等に係る経費の内訳をみると, 委託料については令和元年度を除き, 概ね年間1億円前後で推移しています。一方, 建設費をみると, 大規模な施設建設工事や設備更新等が実施された令和2年度から令和3年度は大幅に増加しています。

表 3-1 維持管理・更新等に係る経費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
建設費	110,000	646,232	2,122,611	176,396	610,166
維持管理費	11,890	22,880	4,864	26,620	21,052
修繕費	42,882	35,961	36,072	39,914	32,631
委託料	4,750	84,515	153,940	105,481	68,342
合計	169,521	789,588	2,317,487	348,411	732,191

出典:岡山県西部衛生施設組合 公共施設等修繕額



出典:岡山県西部衛生施設組合 公共施設等修繕額

図 3-1 維持管理・更新等に係る経費の推移

### (3) 中長期的な経費の見込み

本組合が管理する施設について、過去の補修等の履歴や施設の現状を踏まえ、長期的な視点のもと現有施設の使用年限と次期施設の整備時期、施設整備の着手順(優先順位)について、今後の運用・整備方針を次のとおり整理しました。

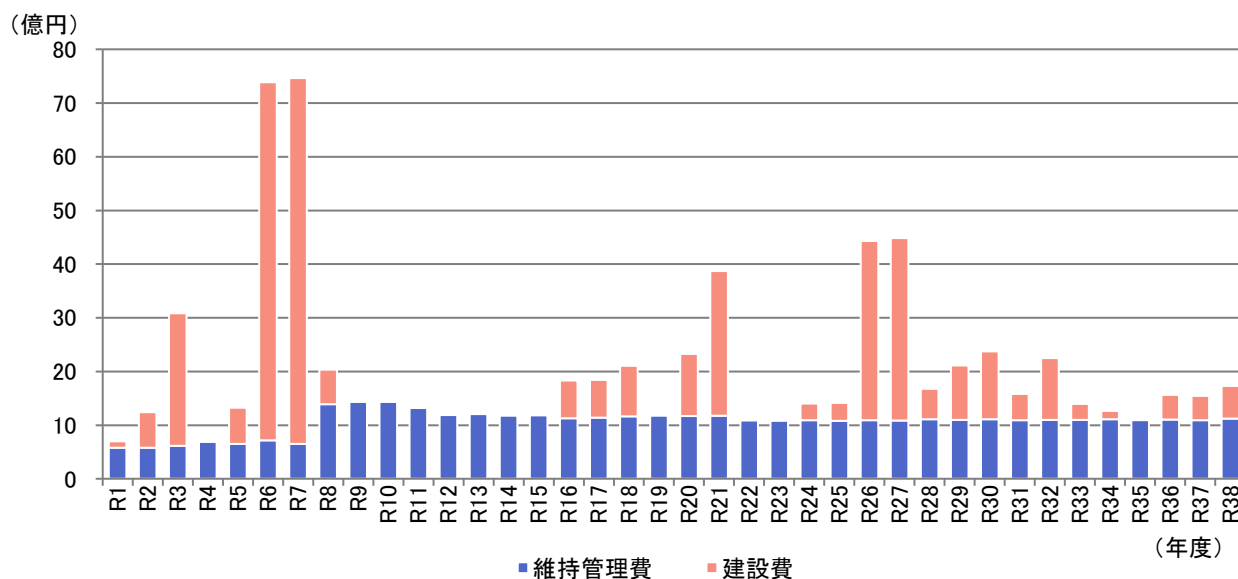
表 3-2 今後の運用・整備方針

施設名	方針	施設整備事業の着手順 (優先順位)
井笠広域クリーンセンター		⑤(R11):下水道との連携検討
井笠広域斎場	・R5に内装等の改修を実施。	③(R5):改修内容検討
井笠広域資源化センター (粗大ごみ処理施設)	・次期施設はリサイクルプラザと統合。 ・劣化状況に応じ R10～11 に大規模補修を実施。	⑦(R24):次期施設整備構想 ※現施設が目標使用年まで稼働可能か R10, R20 に調査検討を行う。
井笠広域資源化センター (リサイクルプラザ)	・次期施設は粗大ごみ処理施設と統合。 ・次期施設整備は交付金の活用を前提。 ・劣化状況に応じ R10～11 に大規模補修を実施。	
見崎山埋立処分地	・県民局と協議のうえ廃止の検討・調査を実施。 ・廃止が困難または廃止基準に合致しない場合は廃止調査を継続。	①(R5):廃止調査に必要な調査内容検討
水と緑のふれあい広場	・現有施設を継続使用	②(R5):改修内容検討
井笠広域一般廃棄物埋立処分場	・第2期は R4より埋立開始。 ・第3期以降は出来るだけ長い期間供用する施設整備方針とする。 ・次期施設整備は交付金の活用を前提。	④(R7):第3期施設整備構想
新ごみ焼却施設	・新施設:R5～7建設 ・基幹改良工事は交付金の活用を前提。	⑥(R20):施設整備構想
広域連携拠点施設 (熱利用施設)	・新施設:R6～8建設 ・新施設運営期間終了前に、新ごみ焼却施設と一体的に方針を決定する。	⑥(R20):施設整備構想

出典:岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務報告書(令和3年3月)

今後の運用・整備方針に基づく中長期的な経費の見込みは下図のとおりです。

今後は、令和5年度から7年度にかけて新ごみ焼却施設を整備し、令和6年度から8年度にかけて広域連携拠点施設(熱利用施設)の整備を行う予定であり、令和6年度と7年度に建設費の一時的な集中が見込まれています。



出典:岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務報告書(令和3年3月)

※新ごみ焼却施設の長寿命化(基幹的設備改良工事)には新設費用の1/2を計上した。

※広域連携拠点施設(熱利用施設)の建設費及び維持管理費は、岡山県西部衛生施設組合「広域連携拠点施設(熱利用施設)整備運営事業 VFM 算定結果 DBO(交付金なし)(令和5年3月)」による。建設費のうち、長寿命化(基幹的設備改良工事)には新ごみ焼却施設と同様に、新設費用の1/2を計上した。

図 3-2 中長期的な経費の見込み

## 2. 充当可能な財源の見込み

### (1) 組合市町の財政状況

組合市町の平成 29 年度から令和3年度までの5年間に於ける経常収支比率をみると、全市町で適正範囲とされている 70%~80%を超えています。

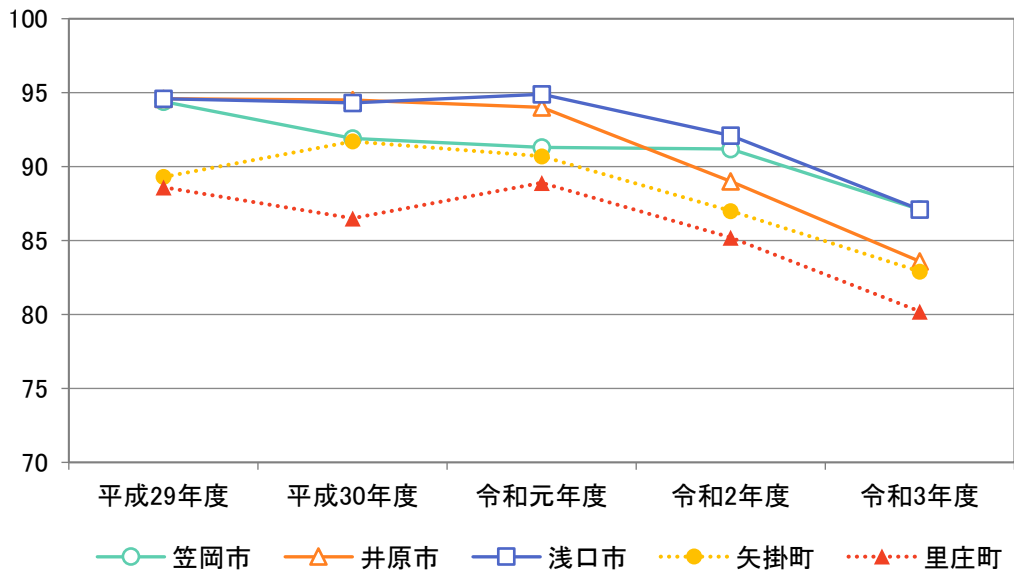
笠岡市と浅口市は、平成 29 年度から令和2年度までの経常収支比率が、財政の硬直化を示す 90%以上で推移し、高止まり状態が続いていました。令和3年度には 80%台後半まで低下したものの、依然として厳しい財政状況となっています。

表 3-3 組合市町別の経常収支比率

(単位:%)

市町名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
笠岡市	94.4	91.9	91.3	91.2	87.1
井原市	94.6	94.5	94.0	89.0	83.6
浅口市	94.6	94.3	94.9	92.1	87.1
矢掛町	89.3	91.7	90.7	87.0	82.9
里庄町	88.6	86.5	88.9	85.2	80.2

出典:総務省「財政状況資料集」



出典:総務省「財政状況資料集」

図 3-3 組合市町別の経常収支比率

(2) 組合の財政状況

① 歳入

令和元年度から令和5年度にかけての組合の歳入状況をみると、歳入総額の平均は約 17.0 億円で、令和3年度は例年の2倍以上となっています。

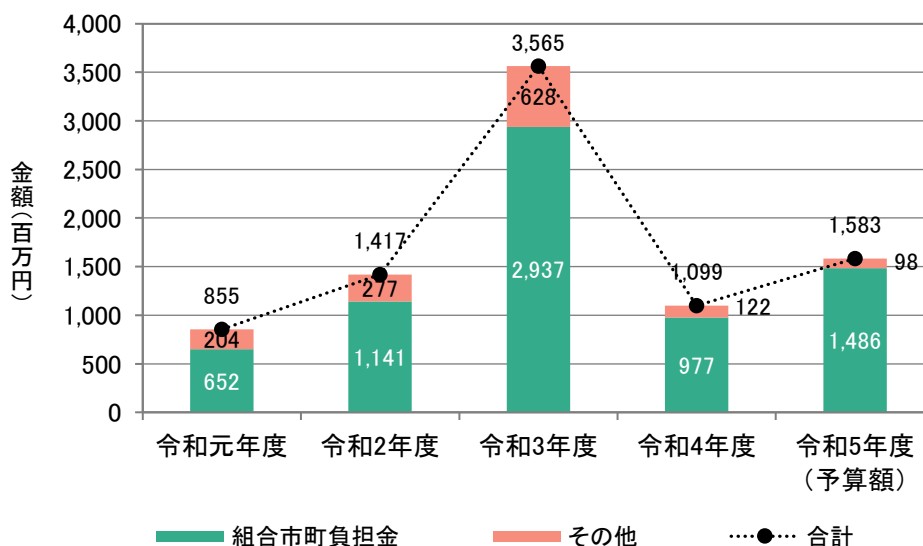
歳入に占める組合市町からの負担金の割合は、令和元年度で 76.1%、令和2年度からは 80%以上となり、令和5年度は予算ベースで9割を超えています。

表 3-4 歳入に占める組合市町負担金及びその他経費

(単位:千円)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
組合市町負担金	651,533	1,140,685	2,937,362	977,122	1,485,574
その他	203,909	276,776	627,844	122,190	97,776
合計	855,442	1,417,461	3,565,206	1,099,312	1,583,350

出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」



出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」

図 3-4 歳入に占める組合市町負担金及びその他経費

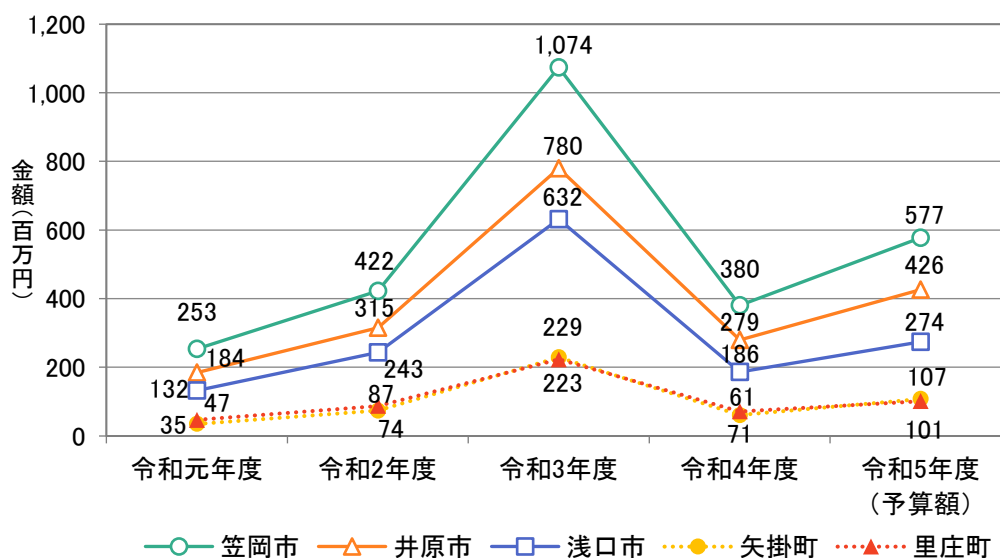
組合市町別の負担金をみると、令和3年度に笠岡市が約 10.7 億円、井原市が約 7.8 億円、浅口市が約 6.3 億円と例年と比べ2倍以上の高い値となっています。

表 3-5 組合市町別の負担金

(単位:千円)

市町名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
笠岡市	253,283	422,046	1,074,297	380,021	577,222
井原市	184,228	315,344	779,525	279,226	426,208
浅口市	132,437	242,770	631,724	186,255	273,871
矢掛町	34,982	73,593	228,899	60,653	107,396
里庄町	46,603	86,932	222,917	70,967	100,877

出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」



出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」

図 3-5 組合市町別の負担金

## ②歳出

令和元年度から令和5年度にかけての歳出全体をみると、令和3年度は約 35.5 億円と例年の2～3倍となっているものの、概ね 10 億円程度で推移しています。

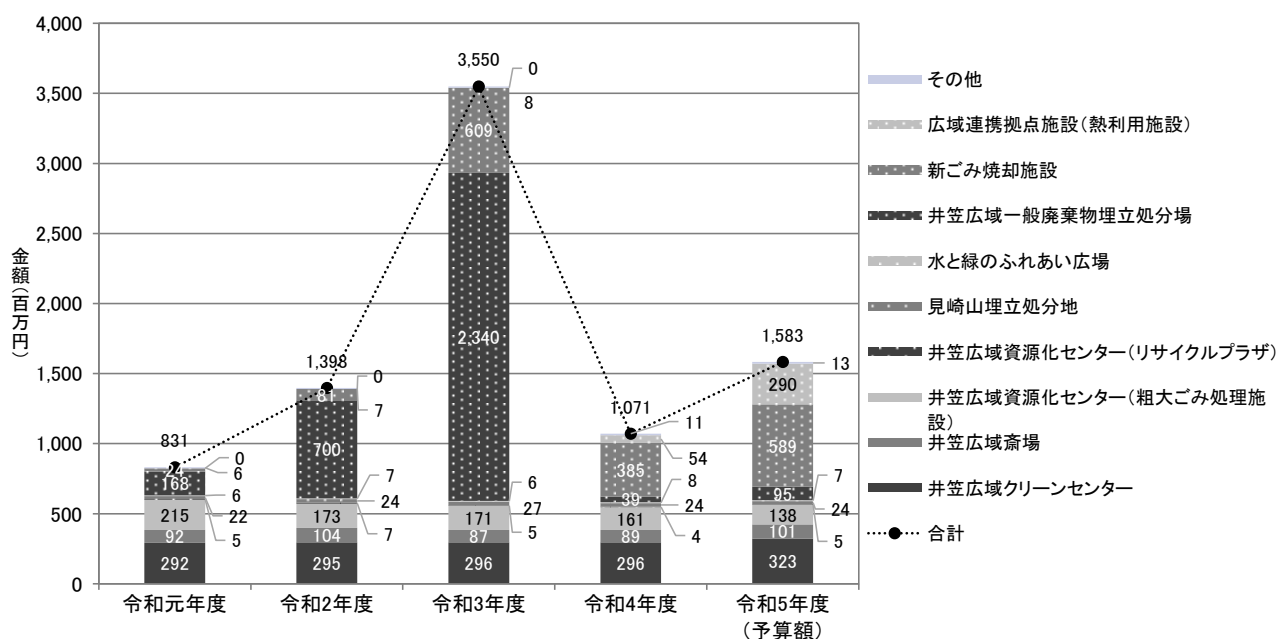
施設別でみると、令和2年度から3年度の井笠広域一般廃棄物埋立処分場の歳出が約 30 億円と突出しており、次いで新ごみ焼却施設が令和3年度から令和5年度にかけて約 16 億円と高い値となっています。

表 3-6 施設別の経費

(単位:千円)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
井笠広域クリーンセンター	292,162	295,290	295,970	295,998	323,190
井笠広域斎場	91,700	103,981	87,247	88,771	100,940
井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)	214,961	173,114	171,392	161,157	137,570
井笠広域資源化センター(リサイクルプラザ)	5,083	6,560	4,562	4,480	4,540
見崎山埋立処分地	22,006	24,335	26,597	24,433	23,520
水と緑のふれあい広場	6,016	7,046	6,457	8,298	6,900
井笠広域一般廃棄物埋立処分場	168,110	699,780	2,340,302	38,702	95,080
新ごみ焼却施設	24,152	81,219	608,818	384,760	589,470
広域連携拠点施設(熱利用施設)	—	—	—	53,855	289,540
その他	6,335	7,154	8,212	10,506	12,600
合計	830,526	1,398,480	3,549,556	1,070,958	1,583,350

出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」



出典: 令和元年度から令和4年度は岡山県西部衛生施設組合「決算書」、令和5年度は岡山県西部衛生施設組合「予算書」

図 3-6 施設別の経費



## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

### 1. 計画策定年度及び計画期間

公共施設の計画的な管理運営においては中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、本計画の計画期間は、令和6年度から令和38年度までの33年間とします。

なお、今後の本組合を取り巻く社会情勢や、国の施策等の状況、最新の技術的知見の状況等の変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

### 2. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進に当たっては、本組合と指定管理者や施設運転管理委託業者との間で連携体制を構築しながら、計画の進行管理や情報の一元管理、事業優先順位の決定や効率的な予算配分などについて、総合的な視点で取組を進めていきます。

また、本組合が管理する公共施設等の維持管理と整備を適切に行うために、本組合事務局から組合市町に対して常に情報提供するとともに、課題解決など処理が必要な事項については、連絡会議等により情報共有しながら方針を決定していきます。具体的には、組合市町の担当部課長による「岡山県西部衛生施設組合組合市町当部課長会議」を必要に応じて開催し、管理運営に関する現況の情報共有並びに整備方針等に係る検討を行います。また、ごみ処理に関する案件については「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会幹事会」等を開催して対応策を検討します。

### 3. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 一般廃棄物処理施設

##### ① 井笠広域クリーンセンター

処理機能は問題なく機能しており、設備機器や水槽類については定期的な点検・補修・更新により適切な維持管理を行ってきており現時点で大規模な補修を要する状況や問題は発生していません。

一方で、設備や機器の統廃合や増設・改造などによる変更箇所が多くあり、総括的に整理した資料(図面等)がないことから、補修等の経緯把握を容易にするために現状を反映した資料の整備が課題となっています。建屋については、渡り廊下以外は補修を行っているものの、過去には雨漏りが発生しており、電気室の付近でも同様に雨漏りが発生していることから、再発について注視が必要となっています。

##### ② 井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)

処理能力については、各種選別装置の不適合物混入率調査より、選別対象物の回収率が低下している選別装置が見られ、本施設の設備・装置等の処理能力を十分に発揮させるための整備・調整等が課題となっています。

施設については、適正な運転管理体制のもとに保守点検を定期的かつ計画的に実施してきており、現時点で特に問題は見受けられません。一方で、電力、上水、燃料の使用量の記録を粗大ごみ処理施設とリサイクルプラザ一括で管理しており、施設毎の使用状況を把握できないため、メーターの設置等により本施設のみ記録を可能とすることが課題となっています。

設備・装置等については、全体的に各設備・装置は定期的に消耗・損耗部品の交換等のメンテナンスを適切に実施してきており、経年的な消耗・磨耗・劣化は一部確認されたものの、現時点では稼働停止に繋がるような大きな支障は見受けられません。

##### ③ 井笠広域資源化センター(リサイクルプラザ)

施設については、適正な運転管理体制のもとに保守点検を定期的かつ計画的に実施してきており、現時点で特に問題は見受けられません。一方で、電力、上水、燃料の使用量の記録を粗大ごみ処理施設とリサイクルプラザ一括で管理しており、施設毎の使用状況を把握できないため、メーターの設置等により本施設のみ記録を可能とすることが課題となっています。また、プラスチック資源循環促進法により、プラスチック使用製品廃棄物の回収を行うため、設備の改修の検討が必要となっています。

設備・装置等については、全体的に各設備・装置は定期的に消耗・損耗部品の交換等のメンテナンスを適切に実施してきており、稼働当初より処理対象品目が減っていたり稼働時間が短くなっていたりすることなどもあり、経年的な消耗・磨耗・劣化は一部確認されたものの、現時点では特に支障は見受けられません。

#### ④見崎山埋立処分地

機械設備については順次更新を行っており、水槽類についても部分的なクラックや鉄筋の露出がみられるものの現時点で全体として補修を要する箇所はみられません。

一方で、埋立区画の雨水排水路は大半において土砂の堆積が認められたことから、流下能力低下を防ぐためにも土砂の撤去が必要となっています。

なお、法面等をイノシシに掘り返されたことへの対応として、令和4年度には法面及び水路の修繕工事を行っています。また、大型排水路の一部に水路下の土砂が流出し水路が宙に浮いている箇所が認められ、水路のこれ以上の破損等を防ぐため令和3年度に修繕工事を行いました。

#### ⑤井笠広域一般廃棄物埋立処分場

本施設は前述のとおり、見崎山埋立処分地の次期施設となる新たな最終処分場であり、令和4年3月に竣工し供用を開始しています。

本施設の埋立期間は15年を想定し、埋立が終了した後も適切な維持管理を行い、浸出水の状況を観察し、周辺の水環境についても観測を行い安心していただける施設管理を進めます。

#### ⑥新ごみ焼却施設

本施設は前述のとおり、設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO(Design:設計 Build:施工 Operate:運営)方式により事業を進めており、令和5年現在は設計・施工業務を実施しています。

整備後は、運営マニュアルと年度ごとに作成する運営計画書に基づき適切な点検・維持管理を行います。

### (2)火葬場

#### ①井笠広域斎場

火葬炉の耐火物については、レンガの積替などで補修が可能であり、本施設でも過去3回の耐火レンガ全面積替を行うことで機能を回復させ、稼働開始後33年を経過した現時点でも大きな問題無く火葬を執行しています。

建物設備については、外壁等に大きな劣化は見受けられないものの、火葬棟及び待合棟ともに過去に雨漏りが発生しています。令和5年には待合棟において雨漏りが発生し、屋上防水の修繕工事を行いました。また、火葬棟においても、屋上防水工事を平成26年から28年に行っています。

### (3)緩衝緑地

#### ①水と緑のふれあい広場

広場のうち、八つ橋は安全を確保できないほどの破損がみられたため令和4年に撤去しました。また、東側トイレはトイレの建屋が傾き、使用に危険性があるため撤去を行いました。

駐車場は、大型車両の休憩利用によると考えられるアスファルトの破損箇所がみられます。令和5年現在では大型車両の立入禁止措置を行っています。

### (4)広域連携拠点施設(熱利用施設)

#### ①広域連携拠点施設(熱利用施設)

本施設は前述のとおり、設計・施工・維持管理・運営業務一括発注方式(DBO方式)により整備・維持管理・運営を行うため、令和5年現在は民間事業者の公募手続きを行っています。

整備後は、年度ごとに維持管理業務計画書を作成し、これに基づき適切な点検・維持管理を行います。

## 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断等の実施方針

日々の維持管理の中で常に機器の状態について把握し、点検・診断等の履歴を蓄積して安定稼働のための対策を早期に検討します。

### (2) 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・修繕については、日々の点検・診断データを蓄積し、それを最大限に活用して早期に維持補修計画を立案し、機器の稼働に支障が生じる前に予防保全の観点から機器の点検整備を実施して安定稼働を確保します。

維持補修計画を立案する際には、故障や不具合の原因を分析し、単に補修・復旧させるのではなく、再発防止や延命化のための対策を可能な限り盛り込み、トータルコストの低減と長寿命化を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

設備・機器類の日常的な点検確認と適切な維持管理により、施設の安全な稼働を確保します。また、毎朝始業前のミーティングにより、機器の稼働等に関する情報共有を図り、安全確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

本組合が保有・管理する施設はすべて新耐震基準を満たす施設となっています。

既に整備した井笠広域一般廃棄物物理立処分場の浸出水処理施設や、現在整備を進めている新ごみ焼却施設及び広域連携拠点施設(熱利用施設)は、構造体に加えて非構造部材及び建築設備についても耐震安全性を確保することとしています。今後の施設整備においては、非構造部材及び建築設備の耐震安全性の確保を検討します。

### (5) 長寿命化の実施方針

既存の施設については、長寿命化を念頭に適切な運営管理を行うとともに、予防保全を取り入れ、安定稼働と長寿命化を図ります。

また、予防保全及び事後保全の際には、単に復旧するのではなく、故障の要因を分析して状況に応じて「再発防止のための改良」、「長寿命化のための改良」及び「メンテナンスを容易にするための改良」などを講じ、故障の減少とトータルコストの縮減を図ります。

施設を改築する際は、経済性とのバランスをとりながら、長寿命化に配慮した資材・工法、容易に補修可能な構造などの採用により維持管理コストを低減させ、トータルコストの縮減を図ります。

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

改修・更新の実施に合わせて、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、本組合施設の利用者などに配慮した、移動円滑化のための新たなピクトグラム整備(誘導サイン等)や、障がい者等用駐車スペース、多機能トイレ、手すり等の整備などのユニバーサルデザイン化を推進します。

### (7) 脱炭素化の推進方針

今後の公共施設等の維持管理や更新において、脱炭素事業として「太陽光発電の導入」や「建築物におけるZEB\*の実現」、「省エネルギー改修の実現」、「LED照明の導入」などを推進します。

※ ZEB:「Net Zero Energy Building」の略称。一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、建物で消費する年間の1次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいう。

## (8) 統合や廃止の推進方針

本組合が所管する公共施設(一般廃棄物処理施設、火葬場、緩衝緑地及び熱利用施設)について、将来的に広域的な観点による共同利用区域の見直しなどがある場合は、施設の統合や廃止も視野に入れ、施設の配置・規模等を一体的に検討します。

## (9) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

固定資産台帳の整備・運用を行うとともに、本計画の見直しの際には、固定資産台帳等に基づき公共施設保有量の推移及び更新費用の算出等を行うなど、本計画における固定資産台帳等の連携・活用を図ります。

## (10) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

現時点で本組合の所有地において、未利用資産(遊休不動産等)はありませんが、既存施設敷地内の余剰地等については、必要に応じて有効活用を図ります。

## (11) 官民の連携方針

公共施設の効率的な運営管理とサービスの向上に向けて、民間事業者のノウハウ等を生かすPPP・PFIの活用など、各公共施設に適した手法を検討します。

## (12) 広域的な連携方針

本組合が所管する公共施設等は、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町及び里庄町の3市2町により共同利用していますが、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化など地域をとりまく状況が大きく変化しつつあります。効率的なサービス提供を維持していくためには、必要に応じて現在の共同利用の枠組みを超えて、組合市町区域の周辺地域との連携も検討します。また、施設の障害や災害の発生時等には、周辺自治体等と相互協力を行います。

## (13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本組合事務局は、各施設の運営状況や不具合発生等の状況を常時把握し、維持管理や修繕、改修に際しては、不具合の原因を分析し、単に復旧するだけでなく、保全補修、再発防止策、改良補修などを念頭に置き、総合的な観点から長寿命化に取り組みます。

また、新たな技術を習得して維持管理に生かすため、常に必要な情報の収集に努めるなど、本組合事務局が公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現するための推進主体となり、組合市町との連携を密にし、情報共有を図りながら常に広域的な観点で施設の維持管理と整備を進めます。

## 5. PDCAサイクルの推進方針

### (1) PDCAサイクルの推進方針

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル等の考え方に基づき見直し・改善を進めていくことが求められます。今後の財政状況や市民等のニーズの変化等を把握し、必要に応じて適宜計画の内容や対象施設等点検し、公共施設の老朽化、組合市町の環境変化等に即して随時見直しを行います。

### (2) 情報等の共有

一元化された情報をもとに、組合市町の連絡会議で協議・精査し、事業の優先順位を判断しながら持続可能な施設整備・運営管理を行います。

### (3) 市民等との協働

公共施設のあり方を検討する際には、施設見学を積極的に受入れるほか、ホームページにより情報を公開するなど市民等へ積極的に情報を提供し、住民参加手続きを経て進めていきます。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 一般廃棄物処理施設

#### (1) 井笠広域クリーンセンター

##### ① 施設保全の基本的な方針

施設における装置機器の保全は月例点検・年次点検等を中心とした定期的な確認により実施しており、同様の保全計画は今後も継続します。

保全方式については、施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立ってとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた方式を適切に選定し実施します。

主要な基幹設備の保全に際しては、処理機能の維持だけでなく、故障時に重大な事故につながる可能性があることや、軽微な補修を怠って長期の補修工事や想定外の更新工事が必要となる不具合が発生した場合は余計な補修費が必要となり経済的にも不利となる点に考慮する必要があります。このため、これら重要度の高い設備については、年次・月例点検等により不具合を事前に防止し、定期的に補修を行い、主要構造部の劣化を防ぎます。

また、可能な限り長期間施設を使用することができるよう、これまでどおり毎年度の補修工事を適切に実施します。

##### ② 統合・集約等の基本的な方針

本組合管内は、「第5次岡山県廃棄物処理計画(令和4年3月)」に示される西部ブロックの枠組みと一致しています。矢掛町は MICS 事業によりし尿等を独自処理していますが、それ以外の組合市町は本施設でし尿等を処理しており、現状において既に西部ブロック内のし尿等の処理は集約化されています。したがって、今後もこの体制を継続します。

#### (2) 井笠広域資源化センター(粗大ごみ処理施設)

##### ① 施設保全の基本的な方針

本施設における装置機器の保全は月例点検・年次点検等を中心とした定期的な確認により実施しており、同様の保全計画を今後も継続します。施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立ってとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた保全方式を適切に選定し実施します。

主要な基幹設備の保全に際しては、処理機能の維持だけでなく、故障時に重大な事故につながる可能性があることや、軽微な補修を怠って長期の補修工事や想定外の更新工事が必要となる不具合が発生した場合は余計な補修費が必要となり経済的にも不利となる点に考慮する必要があります。このため、これら重要度の高い設備については、年次・月例点検等により不具合を事前に防止し、定期的に補修を行い、主要構造部の劣化を防ぎます。

##### ② 統合・集約等の基本的な方針

本組合管内は、「第5次岡山県廃棄物処理計画(令和4年3月)」に示される西部ブロックの枠組みと一致しています。井原市の粗大ごみや燃やさないごみの一部が民間施設で処理されていますが、粗大ごみ処理の基本的な枠組みは、既に本組合の施設で集約化されています。したがって、これ以上の集約化の必要性は低く、今後もこの体制を継続します。

### (3) 井笠広域資源化センター(リサイクルプラザ)

#### ①施設保全の基本的な方針

本施設における装置機器の保全は月例点検・年次点検等を中心とした定期的な確認により実施しており、同様の保全計画を今後も継続します。施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立ってとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた保全方式を適切に選定し実施します。

主要な基幹設備の保全に際しては、処理機能の維持だけでなく、故障時に重大な事故につながる可能性があることや、軽微な補修を怠って長期の補修工事や想定外の更新工事が必要となる不具合が発生した場合は余計な補修費が必要となり経済的にも不利となる点に考慮する必要があるため、これら重要度の高い設備については、年次・月例点検等により不具合を事前に防止し、定期的に補修を行い、主要構造部の劣化を防ぎます。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

浅口市リサイクルセンターは主に一時保管場所として利用され現在は処理を行っていないことや、井原市(美星町分を除く)の資源ごみを処理している井原リサイクルセンターは民間施設であることを踏まえると、本組合管内の資源ごみのうち、ガラスびん、古布及びその他容器包装プラについては本施設に集約済みと言えます。本組合管内は、「第5次岡山県廃棄物処理計画(令和4年3月)」に示される西部ブロックの枠組みと一致していることからこれ以上の集約化の必要性は低く、今後もこの体制を継続します。

### (4) 見崎山埋立処分地

#### ①施設保全の基本的な方針

これまで本施設における装置機器の保全は週3回の点検等を中心とした定期的な確認により実施されており、廃止までの間は、同様の保全計画を今後も継続します。施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立ってとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた保全方式を適切に選定し実施します。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

本処分場は、昭和53年4月に供用を開始し、平成25年3月に埋立終了、平成28年3月に閉鎖しており、令和5年現在では、埋立終了後の維持管理を継続しています。これにより、当該処分場は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準(以下「共同命令」という。)に合致した施設として整備されています。そのため、処分場を廃止する場合にも共同命令に示される廃止基準に合致することが前提となります。

今後は廃止に向けた準備及び調査を進めていき、今後もこの体制を継続します。

### (5) 井笠広域一般廃棄物埋立処分場

#### ①施設保全の基本的な方針

施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立ってとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた保全方式を適切に選定し実施します。

主要な基幹設備の保全に際しては、処理機能の維持だけでなく、故障時に重大な事故につながる可能性があることや、長期の補修工事や更新工事が必要とされる際には経済的にも不利となる点に考慮する必要があります。このため、これら重要度の高い設備については、年次・月例点検等により不具合を事前に防止し、定期的に補修を行い、主要構造部の劣化を防ぎます。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

本施設は、埋立終了までの間、今後もこの体制を継続します。

### (6) 新ごみ焼却施設

#### ①施設保全の基本的な方針

点検・検査計画書に基づき日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等を適切に実施します。全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮して計画し、原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行います。

修繕・更新計画に基づき本施設の基本性能を確保・維持するため、修繕・更新を行います。主要機器については予防保全を基本として修繕・更新を行います。また、プラント設備等の機能向上につながる新たな

技術についても採用を検討します。

## ②統合・集約等の基本的な方針

本施設は令和8年より運営を開始する予定であり、今後もこの体制を継続します。

## 2. 火葬場

### (1) 井笠広域斎場

#### ①施設保全の基本的な方針

本施設における装置機器の保全は月例点検・年次点検等を中心とした定期的な確認により実施しており、同様の保全計画は今後も継続します。施設の安全性・機能性を維持するとともに、施設全体の延命化を考慮した中長期的な視点に立つてとらえる必要があるため、各装置機器の特徴・特性に応じた保全方式を適切に選定し実施します。

主要な基幹設備の保全に際しては、処理機能の維持だけでなく、故障時に重大な事故につながる可能性があることや、軽微な補修を怠って長期の補修工事や想定外の更新工事が必要となる不具合が発生した場合は余計な補修費が必要となり経済的にも不利となる点に考慮する必要があります。このため、これら重要度の高い設備については、年次・月例点検等により不具合を事前に防止し、定期的に補修を行い、主要構造部の劣化を防ぎます。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

本組合管内には本施設以外の公営火葬場はありません。また、本組合管内は「第5次岡山県廃棄物処理計画(令和4年3月)」に示される西部ブロックの枠組みと一致しており、本組合管外からの利用も受け付けていることから、本施設は西部ブロックと同等以上の広域施設として運用しています。したがって、集約化の必要性は低く、今後もこの体制を継続します。

## 3. 緩衝緑地

### (1) 水と緑のふれあい広場

#### ①施設保全の基本的な方針

本施設は、これまで一般的な公園としての利用の他に、主にイベント会場として活用されています。今後は、利用状況等も勘案しつつ必要に応じて老朽化した設備の補修等を行います。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

本施設は、周辺住民の方の散歩などの利用がみられることから、集約化の必要性は低く、今後もこの体制を継続します。

## 4. 広域連携拠点施設(熱利用施設)

### (1) 広域連携拠点施設(熱利用施設)

#### ①施設保全の基本的な方針

予防保全の考え方に基づいた点検・保守・修繕及び更新等を実施します。維持管理は予防保全を基本とし劣化等による危険及び障害の未然防止に努めるとともに、施設が有する性能や建築物の財産価値、利用者等の健康の確保に努めます。また、合理的かつ効率的な維持管理に努め、省資源化及び省エネルギー化とともに、ライフサイクルコストの削減に努めます。

#### ②統合・集約等の基本的な方針

本施設は令和9年より運営を開始する予定であり、今後もこの体制を継続します。